

別紙

諮問第1476号、第1477号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる「〇〇氏の私道の承諾書をもっていないという書類」について、不存在を理由として非開示とした決定、及び「〇〇（住所〇〇 〇-〇-〇）の給水管の完成図」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件開示請求1に対し、東京都水道局長が令和2年1月23日付けで行った不存在を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定1」という。）、及び同表に掲げる本件開示請求2に対し、同局長が同年2月12日付けで行ったその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定（以下「本件非開示決定2」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

なお、本件非開示決定1に対する審査請求を本件審査請求1、本件非開示決定2に対する審査請求を本件審査請求2とする。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、これらの決定についていずれも違法・不当な点はなく、本件審査請求1及び2には理由がない旨説明している。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求1及び2は、それぞれ令和2年4月6日に審査会に諮問された。

審査会は、実施機関から令和2年4月6日に弁明書を、同年7月10日に理由説明書をそれぞれ收受し、また、審査請求人からは同年5月25日に反論書を、同年9月30日に「理

由説明書についての反論」と題する書面をそれぞれ収受した。

審査会は、令和3年11月25日（第195回第三部会）及び同年12月16日（第196回第三部会）に審議を行った。

## （2）審査会の判断

審査会は、審査請求人のそれぞれの審査請求書、反論書及び「理由説明書についての反論」と題する書面における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における説明を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審議の併合について

諮問第1476号及び第1477号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

### イ 東京都給水条例等における定めについて

東京都給水条例（昭和33年4月1日条例第41号。以下「給水条例」という。）2条では、「給水装置」について、給水のために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具又は他の給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいうと定めている。

また、給水装置の新設等の承認等について、給水条例4条1項では、給水装置の新設又は配水管若しくは他の給水装置からの分岐部分若しくは量水器の取付部分の給水管の口径の変更をしようとする者は、あらかじめ東京都水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない旨を定め、給水条例4条2項では、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者は、その工事完了後直ちに管理者に届け出なければならないとしているが、管理者が別に定める工事については、この限りでないとしている。

給水条例5条では、新設等の費用負担区分について、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とし、ただし、管理者が給水上特に必要があると認めた給水装置の改造又は修繕については、都がその費用の全部又は一部を負担する旨を定めている。

同 12 条では、第三者の異議についての責任につき、給水装置の工事に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去する者の責任とする旨を定めている。

同 31 条の 2 では、水道の管理上の整備工事として、管理者は、配水管の移設その他特別の理由があると認めた場合は、給水装置の所有者、占有者その他の利害関係人の同意がなくても、給水装置を改造し、又は修繕することができる旨を定めている。

次に、東京都給水条例施行規程（昭和33年 4 月 1 日水道局管理規程第 1 号。以下「給水条例施行規程」という。）10条の 2 第 1 項では、工事の届出等について、給水条例 4 条 2 項に規定する届出は、工事の完成図を添えて行うものとするが、給水装置の工事に関する届出等に係る情報処理システムを使用して同項の規定により届け出るべき事項及び工事の完成図の電磁的記録を管理者に送信することにより届出を行う場合は、この限りでない旨を定めている。

#### ウ 各工事について

##### （ア）私道に配水管を入れる工事について

実施機関における私道内給水管整備工事とは、実施機関が公表しているホームページによると、給水管の耐震化、水圧の確保、漏水の未然防止等を目的として、私道に配水管を布設し、当該給水管を整備する工事をいうとしている。

そのため実施機関では、私道内に実施機関が所有する配水管を布設し、契約者等が所有する給水管を整理する工事を、実施機関の負担により計画的に行っているとのことである。また、当該工事を行うためには、私道を所有する全ての者に対し、実施機関が承諾を得、並びに敷地内を掘削する場合には当該敷地の所有者及び近隣者に対して理解を得ることを前提として行っているとのことである。

なお、上記承諾については、実施機関では事前に登記所において当該私道の土地の所有権者を調べ、当該所有権者の全てを対象に、工事内容について説明をした上で「私道内配水管布設承諾書」により承諾を得て工事を行っているとのことである。

これらの工事手続については実施機関のホームページにおいて公表されている。

##### （イ）他人の土地を通して行う給水装置の工事について

私道内等他人の土地を通して給水管を引き込む場合、当該申込者は実施機関に対

して届出をすることとなっているが、当該申込者の誓約事項として、給水管引き込み工事に関する利害関係人の同意を既に申込者が得ていること、また、利害関係人その他から異議があった場合には、全て申込者の責任において解決することを定めており、申込者が事前に土地の所有者等から当該承諾を得ることが必要となっている。

なお、これらの責任については、実施機関のホームページにおいて公表されており、さらに、各家庭に引き込んでいる給水管や家庭の水道設備の工事に関して第三者から異議があった場合には、給水条例により工事の申込者の責任として解決する旨も掲載している。

#### エ 給水管の完成図について

給水条例4条2項では、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者について、その工事完了後直ちに管理者に届け出なければならないと規定し、給水条例施行規程10条の2において、同項に規定する届出は、工事の完成図を添えて行うものとして定めている。

そのため、給水装置の所有者又はその代理人である指定給水装置工事事業者が、給水装置の工事完了後に給水装置の完成図面を実施機関へ提出することとなっている。

また、給水装置の完成図面は、抄本の交付又は閲覧を希望する者が、当該水道所在地の水道使用者、当該水道所在地の給水装置所有者又は給水条例15条の規定により届出のあった管理人である場合、本人であることを書類で確認した上で抄本の交付又は閲覧を認めている。

これら給水装置の完成図面の抄本の交付又は閲覧についても、実施機関のホームページにおいて、本人確認をした上で交付を受け、又は閲覧することができる旨、公表している。

#### オ 本件非開示決定1及び2の妥当性について

##### (ア) 本件非開示決定1（不存在）の妥当性について

本件開示請求1は、私道内における給水管の整備工事において、〇〇氏（以下「A氏」という。）が、当該私道の所有者である〇〇氏（以下「B氏」という。）から承諾書をもっていないことについての文書の開示を求めるものである。

a 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、要約すると以下のとおりである。

A氏は、B氏の個人所有の土地の承諾書をいただかないで、なぜ工事ができるのか、とても怖い工事であるため、承諾書について確認したかった。

A氏は、新しく配水管から水を引くには、B氏の土地を掘るのでB氏の承諾を取る必要があり、その承諾書の確認を東京都水道局が行わなければならないはずである。

当該承諾書がないのに東京都水道局は、A氏の給水管を〇〇メートル、ただで工事をしてあげたり、止水弁というA氏の個人財産を他人の土地に埋め込んだり、とんでもない工事をしている。憲法29条違反。

個人財産A氏の止水弁をB氏の土地に勝手に東京都水道局が連合解消栓（この言葉は給水条例施行令にもないとのこと）までして、〇メートルで接続できる所を〇メートルまで給水管を引き直すのか。なぜなぜか。この工事は新規工事ではないのか。つまり水道工事費の無駄遣いだ。メーター設置基準違反。

A氏のメーター位置変更は東京都水道局の仕事です。だからB氏の土地の承諾書はなければならない書類です。存在しないではすまない。違反工事です。

b 実施機関の説明について

実施機関の説明を要約すると以下のとおりである。

実施機関では、私道内給水管整備工事において、個人の間での承諾の有無については関与しておらず、個人の間でやりとりした私道内配水管布設承諾書に関する事務も存在しないことから、本件開示請求における個人の間でやりとりした私道内配水管布設承諾書を実施機関がもらっていないということが分かる文書は、作成及び取得しておらず存在しない。

なお、私道内給水管整備工事は、前記ウ（ア）のとおりであるが、実施機関では、当該工事に関し、配水管を布設しただけで宅地内までの給水管が布設されなければ、実施機関は給水義務を果たすことができないため、当該配水管に給水管を付け替える工事（以下「取付替工事」という。）を併せて行っている。

当該取付替工事を行う場合で宅地内において工事を要する場合には、実施機関

が別途、水道の利用者等に工事の内容を説明し、宅地内の掘削等の承諾を口頭又は書面で得るものとし、承諾が得られた場合には、私道内に布設された配水管の分岐部分から当該宅地内まで給水管の取付替工事を行っている。

c 審査会の判断

本件開示請求1は、私道内における給水管の整備工事において、A氏が当該私道の所有者であるB氏から承諾書をもっていないことについての文書の開示を求めるものである。

私道内における給水装置の工事については、給水を受ける者及び関係する土地の所有者との承諾に関して、前記ウ（イ）で示すとおり、私道内等他人の土地を通して給水管を引き込む者は、申込者として、実施機関に届出をすることとなっており、当該申込者は、事前に、給水管引き込み工事に関して利害関係人から同意を得ていることが前提となっている。

一方、実施機関が土地の所有者等から承諾書を取得する事務については、前記ウ（ア）において示す配水管を布設する工事であり、また、同工事において併せて行われることのある給水管の取付替工事についても、土地所有者等から承諾書を取得するのは実施機関である。

以上から、本件開示請求1において、審査請求人は、工事件名として私道内給水管整備工事番号を掲げた上で、開示請求を行っているものであるが、当該私道内給水管整備工事は、前記ウ（ア）及び前記bのとおり、実施機関が私道内に配水管を布設し、給水管を整備する工事のことであり、さらに給水管の取付替工事を行った場合を含め、これらの工事において土地所有者等から承諾を得るのは実施機関である。

よって、本件開示請求1での申込者、土地所有者等の個人の間におけるやり取りについては、実施機関は関与しておらず、その事務も存在していないことから、上記個人間での承諾書を実施機関がもらっていないことについての文書は、作成及び取得しておらず存在しないとするその説明は首肯できるものである。

したがって、本件開示請求1について、実施機関が不存在を理由として行った本件非開示決定1は、妥当である。

(イ) 本件非開示決定2（存否応答拒否）の妥当性について

本件開示請求2は、A氏（住所〇〇 〇-〇-〇）の給水管の完成図の開示を求めるものである。

a 審査請求人の主張について

審査請求人は反論書及び「理由説明書についての反論」において、図面を添付した上で主張しており、これらを要約すると以下のとおりである。

条例をもとに個人と識別できる情報を開示することができないとしているが、添付の給水完成図では、〇〇氏他5名が給水管装置を共有している。だからA氏の個人が使用する給水管が存在すること、給水管を使用している水道使用者で栓番「〇〇-〇〇-〇〇」である。ここまで明らかになっているのに非開示としている。総合完成図の一部分立面図の中に、〇〇氏、A氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏の名前があり、現在全員、この地で水道を使い生活している。

東京都水道局は、記載された氏名が現在の水道使用者であるか否かについて、総合完成図から把握することはできないとしているが、皆水道使用料を支払っています。調べればわかるではないか。今さら非開示とはおかしいではないか。

A氏だけは、東京都水道局が開示しては困る事情があるからです。

なお、水道使用者は登記に記載された土地所有者や建物所有者と必ずしも同じではないとしているが、土地、建物謄本で5人は水道使用者と一緒にです。

b 実施機関の説明について

実施機関の説明を要約すると以下のとおりである。

実施機関では、本件開示請求2に対して、特定の個人における給水管の完成図の存否を応答するだけで、当該個人が水道使用者であるか否かという条例7条2号に該当する個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報を開示することになるため、条例10条に基づき対象公文書の存否を明らかにしないで非開示とした。

審査請求人は、反論書において、総合完成図により、特定の個人が使用する給水管が存在すること及び当該個人が水道使用者であることが明らかになっていると主張する。

しかしながら、総合完成図は、配水管布設替（新設）工事の完成当時における配水管や給水管の配管等を記載したものであるため、現時点で特定の個人が使用する給水管が存在するか否かについて、総合完成図からは把握することはできない。

また、総合完成図は、給水管の位置関係を確認できるようにするため、私道内給水管整備工事等の施工当時の水道使用者の氏名を記載している。記載された氏名は、その後、水道使用者に変更等があった場合でも、修正は行っていない。そのため、記載された氏名が、現在の水道使用者であるか否かについては、総合完成図からは把握することができない。さらに、水道使用者は、登記簿に記載された土地所有者や建物所有者とも、必ずしも同一ではない。

なお、本件開示請求2に係る完成図は、抄本の交付又は閲覧を行っているものの、これらは、希望する者が当該水道所在地の水道使用者、当該水道所在地の給水装置所有者又は給水条例15条の規定により届出のあった管理人である場合に限定して、本人であることを書類で確認した上で、抄本の交付又は閲覧を行っている。

よって、条例7条2号ただし書イにも該当しない。

#### c 審査会の判断

本件開示請求2は、特定の所在地における特定の個人に係る給水管の完成図の開示を求めるものである。

そのため本件開示請求2については、条例7条2号に規定する個人に関する情報について求めているものであることから、同号本文に該当するものと認められる。そこで、審査会は、同号ただし書における存否の該当性について検討することとする。

審査請求人は反論書等において、図面を添付し、A氏が使用する給水管が存在しており、現在もこの地で水道を使い生活をしていること等から開示すべきである旨、主張している。

しかしながら、実施機関は、本件開示請求2における「給水管の完成図」については、前記エにおいて示すとおり、当該完成図についての抄本の交付又は閲覧を行っているものの、これらは、当該水道所在地の水道使用者、当該水道所在地

の給水装置所有者又は給水条例15条の規定により届出のあった管理人である場合に限定し、本人であることを書類で確認した上で行っているとのことである。

そこで審査会は、実施機関のホームページを確認したところ、当該図面については、実施機関が説明するとおり、限定的に抄本の交付又は閲覧が許可されていることが確認できた。

よって、当該図面は条例7条2号ただし書イで定める法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

また、水道使用者については、給水条例13条において「水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。」と規定しており、同条例22条においては「料金は、水道使用者から徴収する。」と定められていることから、現に水道料金を支払っている者としている。

よって、水道使用者は、必ずしも登記簿に記載されている土地所有者や建物所有者と同一であるとは認められないとの実施機関の説明も首肯できるものである。

したがって、水道使用者について、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、条例7条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

以上のことから、本件請求文書の存否を答えるだけで条例7条2号に規定する非開示情報を開示することとなると認められるため、条例10条の規定により本件開示請求2を拒否した実施機関の本件非開示決定2は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において、実施機関における開示決定等の期間の延長及び水道工事等について種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明

別表 本件開示請求

本件開示請求	
1	<p>工事件名〇〇 〇-〇私道内給水管整備工事番号 第〇〇号</p> <p>〇〇は新たに水道工事なので地番〇〇-〇所有者〇〇氏の私道の承諾書をもっていないという書類をお願いします。令和〇年〇月〇日に開示請求の①は令和〇年〇月〇日に一部開示決定通書をいただきました。②の部分がなかったので、確認したら承諾書はもっていないとの事なので再度開示請求をさせていただきました。〇〇氏に承諾書はもっていないとの書類を出していただきたい</p>
2	<p>〇〇（住所〇〇 〇-〇-〇）の給水管の完成図</p>